

製品火災にご注意ください

日常生活の中には、電気用品・燃焼器具・自動車等多くの製品が使われております。日常の生活が豊かになった反面、身近な製品の欠陥や誤使用による火災（事故）が発生しております。火災の危険がある製品などのリコール情報は、各メーカーのホームページで確認することができます。安心安全な生活を送れるように、定期的なチェックを心掛けましょう。

能代山本管内でも、次のような火災（事故）がありました。

- ① 発 生 日：平成22年11月22日
製 品 名：電子レンジ 小泉成器（98年製リコール製品）
事故の状況：電子レンジでさつまいもを解凍中、操作盤と扉の隙間及び操作盤下部から出火したものの。
- ② 発 生 日：平成22年11月28日
製 品 名：煙突式石油ストーブ（94年製）
火災の状況：ストーブを消して就寝したところ、住宅用火災警報器が鳴動したため、確認するとストーブの操作盤から出火していたもの。
（原因は調査中）



長年使用している電化製品について

長年使用している電化製品（テレビ・エアコン・洗濯機等）は、必ず点検を行いましょう。使用中に異音や振動、異臭、正常時と異なる症状が見られる場合は、電源スイッチを切り、コンセントからプラグを抜いて、製品を購入した販売店又はメーカーに相談してください。

電気コンセントからの火災について

エアコンや冷蔵庫等のプラグをコンセントに長期間差したままにしていると、コンセントにほこりがたまり、そこに湿気が加わると火災になる危険性があります。コンセントを定期的に点検し掃除することが重要です。



電気コードからの火災について

タンス等の角で踏みつけたまま長期間使用したり、たこ足配線をしたりすると許容量以上の電気が流れ、コードが過熱して火災になることがあります。



暖房機器について

毎年、石油ストーブや電気ストーブによる火災が発生しておりますので、次の事項を守って使用してください。

- 1 燃えやすいもののそばで使用しない。
- 2 石油ストーブに給油するときは、必ず火を消す。
- 3 ストーブの上に洗濯物を干さない。

冬道の消防車等の緊急走行に対するご理解とご協力について

除雪期を迎え道路の凍結や積雪又は除雪による交通障害が心配されます。消防車等の緊急自動車は一般車両の協力を得てこそスムーズに走行することができます。

119番通報を受けた消防車や救急車などは、災害現場へ一刻も早く到着し、いち早く消火活動や傷病者を医療機関へ搬送するために、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して走行することや赤信号の交差点に進入できるなど、一般車両には認められていない優先走行権が道路交通法で認められています。

自動車等を運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、ご協力をお願いします。

道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次の様に定められています。

○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

